



三重県公報

令和6年5月14日 (火)

第 514 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
360	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃 棄 物 対 策 課)	2
361	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	2
362	漁船損害等補償法の規定による同意を求める旨の事前届出及び指定漁船調書縦覧	(水 産 振 興 課)	2
363	地方自治法施行令第158条第1項の規定による償還金の徴収事務の委託	(同)	3
364	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	3
365	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(美 術 館)	3
366	同件	(教 育 委 員 会)	4
367	同件	(同)	4
368	同件	(同)	4
369	同件	(同)	4
370	地方自治法施行令第158条第1項の規定による手数料の収納事務の委託	(警 察 本 部)	4
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税 収 確 保 課)	5
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	5
	同件	(同)	6
	同件	(同)	7
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	7
	同件	(同)	8
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	8

告 示

三重県告示第 360 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を次のとおり指定します。

令和 6 年 5 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定区域
 指定番号 24
 いなべ市藤原町鼎字大洞 2647 番 1 の一部、2648 番の一部、2649 番 1 の一部、2649 番 2 の一部、2650 番の一部及び 2651 番の一部
- 2 埋立地の区分
 指定番号 24
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 13 条の 2 第 1 号に規定する埋立地
- 3 資料の閲覧
 指定番号 24
 指定に係る指定台帳及び図面は、三重県環境生活部環境共生局廃棄物対策課及び桑名地域防災総合事務所に備え置いて閲覧に供します。

三重県告示第 361 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 6 年 5 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号
 平成 14 年 8 月 12 日 第 15 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊勢農業協同組合	代表理事組合長 西村 隆行	三重県度会郡度会町大野木 1858 番地

- 3 変更内容
 - (1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
北村 友章	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023641
坪井 諒友	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023642

- (2) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
前田 好史	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2425446

三重県告示第 362 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 6 年 5 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 届出事項

発 起 人	加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出を
-------	-------	--------------------------

住 所	氏 名		する漁業協同組合
三重県桑名市大字赤須賀 621	安田 孝史	赤須賀	赤須賀漁業協同組合
三重県桑名市大字赤須賀 1988	伊藤 順次	赤須賀	赤須賀漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 6 年 5 月 14 日から同月 28 日まで

(2) 縦覧場所

三重県桑名市大字赤須賀 86-21 赤須賀漁業協同組合

三重県告示第 363 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県沿岸漁業改善資金貸付金に係る償還金の徴収事務を次のとおり委託しました。

令和 6 年 5 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

三重県津市広明町 323 番地の 1
東日本信用漁業協同組合連合会三重支店

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 364 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県鈴鹿建設事務所及び亀山市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 6 年 5 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

坂下中町地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）

2 区域の所在地

亀山市関町坂下

3 区域の土地の表示

亀山市関町坂下中町 90 番 1 の一部、90 番 5 の全部及び 92 番の一部の土地、字大廣 227 番 1 の一部、227 番 2 の一部、227 番 3 の全部、227 番 4 の全部、228 番 1 の全部、228 番 2 の全部、228 番 3 の全部及び 229 番 1 の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

三重県告示第 365 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県立美術館の企画展図録販売に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 6 年 5 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

三重県津市大谷町 11 番地
公益財団法人三重県立美術館協力会

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 366 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、明野高等学校生産物売払に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 6 年 5 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
三重県伊勢市西豊浜町出雲 141 番地
伊勢山田青果株式会社 代表取締役 奥野 治
- 2 委託期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 367 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、明野高等学校動物売払に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 6 年 5 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
三重県津市栄町 1 丁目 960 番地
全国農業協同組合連合会三重県本部 県本部長 北原 祐哉
- 2 委託期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 368 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、実習船しろちどり漁獲物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 6 年 5 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
三重県伊勢市藤里町 711 番地の 1
株式会社みえかつ 取締役部長 河邊 昌人
- 2 委託期間
令和 6 年 4 月 18 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 369 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、実習船しろちどり漁獲物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 6 年 5 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
三重県志摩市志摩町和具 1896-53
三重外湾漁業協同組合和具事業所 事業所長 竹内 保徳
- 2 委託期間
令和 6 年 4 月 18 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 370 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、パーキング・メーター及びパーキング・チケット作動手数料の収納事務を次のとおり委託しました。

令和6年5月14日

三重県知事 一見勝之

- 1 委託先
津市高茶屋四丁目 48 番 8 号
一般財団法人三重県交通安全協会
- 2 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和34年三重県規則第48号）第68条の8第1項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、紛失した日から無効としました。

令和6年5月14日

三重県知事 一見勝之

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称	紛失年月日
1000券	漁船	62301407006～ 62301407017	12	令和5年4月19日～ 令和6年3月31日	オオニシエネルギー（有限会社ZenTrading）	令和6年4月25日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和6年5月14日

三重県知事 一見勝之

高郷井土地改良区（津市高茶屋三丁目 25 番 6 号）

退任理事

津市雲出本郷町 1294 番地	服部 正哉
〃 高茶屋一丁目 2 番 20 号	鈴木 浩紀
〃 〃 二丁目 40 番 39 号	鎌田 昭博
〃 〃 〃 45 番 4 号	門口 信男
〃 〃 四丁目 38 番 20 号	佐藤 研一
〃 高茶屋小森町 1233 番地	北山 幹雄
〃 藤方 1115 番地	鈴木 耕治
〃 〃 1120 番地	小堀 一成
〃 〃 1297 番地	乙部 實
〃 〃 1453 番地	原田 一夫

退任監事

津市雲出本郷町 1206 番地	鈴木 延明
〃 高茶屋一丁目 16 番 10 号	藤田 芳博
〃 垂水 1080 番地	浅田 康功

就任理事

津市雲出本郷町 1294 番地	服部 正哉
〃 高茶屋一丁目 2 番 20 号	鈴木 浩紀
〃 〃 一丁目 29 番 15 号	奥山 多吉
〃 〃 二丁目 40 番 39 号	鎌田 昭博

津市高茶屋二丁目 45 番 4 号
 " " 四丁目 38 番 20 号
 " 藤方 423 番地
 " " 1115 番地
 就任監事
 津市雲出本郷町 1206 番地
 " 高茶屋一丁目 16 番 10 号
 " 垂水 1080 番地

門 口 信 男
 佐 藤 研 一
 山 口 信 子
 鈴 木 耕 治
 鈴 木 延 明
 藤 田 芳 博
 浅 田 康 功

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 6 年 5 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

橿田上土地改良区（松阪市豊原町 1077 番 1）

退任理事

松阪市豊原町 338 番地 2
 " 山添町 1285 番地
 " " 1207 番地
 " " 1293 番地
 " " 1300 番地 1
 " " 1246 番地 2
 " 安楽町 26 番地
 " " 36 番地
 " " 57 番地
 " 豊原町 357 番地
 " " 351 番地
 " " 522 番地
 " " 38 番地 1
 " " 210 番地
 " " 287 番地
 " " 109 番地

山 本 昌 彦
 中 西 光 正
 松 本 吉 正
 松 本 正 巨
 殿 本 健
 森 田 成 巳
 近 田 順 二
 大 瀧 信 行
 脇 田 圭 一
 池 村 安 憲
 奥 田 佳 久
 川喜田 一 郎
 平 岡 一 行
 平 岡 英 郎
 小 林 達 男
 平 岡 恒 晴

退任監事

松阪市安楽町 28 番地 1
 " 豊原町 525 番地
 " " 27 番地

脇 田 博 之
 山 本 芳 敬
 前 川 和 彦

就任理事

松阪市豊原町 38 番地 1
 " 山添町 1285 番地
 " " 1207 番地
 " " 1293 番地
 " " 1271 番地
 " " 1246 番地 2
 " 安楽町 57 番地
 " " 26 番地
 " " 46 番地
 " 豊原町 781 番地
 " " 877 番地 1
 " " 789 番地
 " " 774 番地
 " " 210 番地

平 岡 一 行
 中 西 光 正
 松 本 吉 正
 松 本 正 巨
 有 瀧 真 也
 森 田 成 巳
 脇 田 圭 一
 近 田 順 二
 近 田 恭 一
 宇佐美 毅
 三 宅 義 則
 奥 田 三 幸
 大 西 一 生
 平 岡 英 郎

松阪市豊原町 287 番地	小林 達 男
" " 109 番地	平岡 恒 晴
就任監事	
松阪市豊原町 525 番地	山本 芳 敬
" " 27 番地	前川 和 彦
" 山添町 1282 番地	岩塚 義 秀

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 6 年 5 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

出江土地改良区（多気郡多気町下出江 1443 番地）

退任理事

多気郡多気町下出江 2327 番地	米田 強 二
" " 2319 番地	村田 壽 一
" " 22 番地 2	村田 昌 和
" " 437 番地	小笠原 一
" " 2276 番地 2	村田 道 一
" " 1875 番地	黒坂 健一郎
" " 1648 番地	竹内 健
" " 上出江 853 番地	山口 英 子
" " 289 番地	小山 岩 雄
" " 103 番地	小山 眞
" " 387 番地 3	湯浅 美亀吉
津市一身田中野 653 番地 11	川口 徳 郎

退任監事

多気郡多気町下出江 451 番地	小笠原 美 好
" " 157 番地	大嶋 勇 生
" " 1753 番地	米田 恭 三

就任理事

多気郡多気町下出江 2327 番地	米田 強 二
" " 2319 番地	村田 壽 一
" " 22 番地 2	村田 昌 和
" " 437 番地	小笠原 一
" " 2276 番地 2	村田 道 一
" " 1875 番地	黒坂 健一郎
" " 1648 番地	竹内 健
" " 上出江 853 番地	山口 英 子
" " 289 番地	小山 岩 雄
" " 103 番地	小山 眞
" " 387 番地 3	湯浅 美亀吉
津市一身田中野 653 番地 11	川口 徳 郎

就任監事

多気郡多気町下出江 451 番地	小笠原 美 好
" " 157 番地	大嶋 勇 生
" " 1753 番地	米田 恭 三
" " 弟国 147 番地	藤田 清 隆

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、白山町土地改良区（津市白山町川口 892 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 5 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、立梅用水土地改良区（多気郡多気町丹生 1620-3）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 5 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業 用排水施設整備事業（小規模） 三津地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 6 年 5 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 6 年 5 月 15 日から同年 6 月 11 日まで
- 3 縦覧の場所
伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 5 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 4 月 30 日	伊賀市平野樋之口 284 ほか 21 筆	名張市鴻之台 4 番町 60 株式会社平安コーポレーション 代表取締役 月成 陽一
令和 6 年 5 月 1 日	三重郡川越町大字亀崎新田字里中 9-8 ほか 6 筆	愛知県名古屋港区藤前 4 丁目 129 寺野 文子

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
